

An orange flag with a white border and a white pole, pointing to the right.

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨



町田市（以下、「本市」という。）では、「子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す」を基本理念とした「新・町田市子どもマスタープラン（2015～2024年度）」を策定し、子ども施策を推進してきました。

一方で、0～29歳の子ども・若者の人口推移では、2024年度までは18～29歳の若者が微増していたものの、今後は全体的に減少傾向が見込まれるなど、本市の子どもや家庭を取り巻く環境は新たな局面を迎えています。

このような中で、国は「こども基本法*」を成立させ、2023年4月に「こどもまんなか社会」の実現のためにこども家庭庁を創設しました。同年12月には、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」を一元化し、子ども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」を閣議決定しました。同法第10条では、国が定める「こども大綱」を勘案した「市町村こども計画」の策定に努めることを市町村に求めています。東京都においても、「チルドレンファースト」の社会の推進を掲げ、「こども未来アクション」を2023年1月に策定し、都独自の子ども施策を展開しています。

本市においては、2021年度にユニセフの「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の実践自治体となり、「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコードマチ^{ルール}条例）」の制定のほか、子どもの居場所づくり、子どもの参画*についての先駆的な取組を推進してきました。さらに、複雑化する子どもや子育て環境の変化に対応するため、不登校施策である「学びの多様化プロジェクト2024－2028」の策定や、児童虐待等の様々な課題に対応する施策として、子ども家庭センターを設置し、2025年度に設置される都立町田児童相談所との連携の強化を進めます。2030年度には（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設の設置を予定し、総合的支援体制の一層の充実につなげます。また、子育て家庭の経済的支援としては18歳までの医療費助成の所得制限撤廃や、子どもの貧困に対応した施策等、様々な取組を推進しています。

このような背景を踏まえ、2024年度をもって「新・町田市子どもマスタープラン」の計画期間が終了することから、新たに「町田市子どもマスタープラン25－34」を策定します。

2 計画策定の視点



本計画は次の3つの視点で策定し、「子どもにやさしいまち」を推進していきます。

● 子ども視点のまちづくりの更なる推進

本市は今までも、子どもの参画を通して子どもの声を聴き、子ども視点のまちづくりに重点を置いて取り組んできました。「子どもにやさしいまち」の実現を目指す、「子どもにやさしいまちづくり事業（C F C I）」はその代表的な取組です。本計画においても、今までの取組を継承し、子どもが安心して健やかに成長し、主体的に行動できる環境を整備していきます。また、子どもの成長には保護者や地域の協力が欠かせません。子どもへの支援だけではなく、子育て支援や地域との連携を通し、子ども視点のまちづくりを更に推進していきます。

● 「子どもにやさしいまちづくり事業（C F C I）」との一体的な運用

前計画とC F C Iは、どちらも「子どもにやさしいまち」を目指しながら、それぞれで運用を行ってきました。

本計画では、理念を同じくするC F C Iと一体的に運用を行うことで、より効果的に「子どもにやさしいまち」の実現を推進していきます。

● 「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ^{ルール}条例）」の推進

本計画は子どもを主役として、子どもが健やかに育ち、幸せに暮らしていくために、地域を含めて市全体で支えていくことを目指す計画です。これは、「まちだコドマチ^{ルール}条例」が理念として掲げる「子どもにやさしいまち」と一致します。

社会全体で「子どもにやさしいまち」の実現を目指すことで、「まちだコドマチ^{ルール}条例」を推進していきます。

コラム1



まちだコドマチ^{ルール}条例



本市では、「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ^{ルール}条例）」を2024年5月5日に施行しました。

本条例では「子どもの権利」を子どもにも大人にもわかるように示し、その権利を守るための「大人の責務」を明確にしています。

本条例をきっかけとして、みんながそれぞれの立場で何ができるかを考え、「子どもにやさしいまち」の実現に向けた具体的な行動につながるよう推進していきます。



まちだコドマチ^{ルール}条例
(まちだ子育てサイト)

コラム2 子どもにやさしいまちづくり事業（C F C I）

● 世界における取組状況

Child Friendly Cities Initiative=子どもにやさしいまちづくり事業

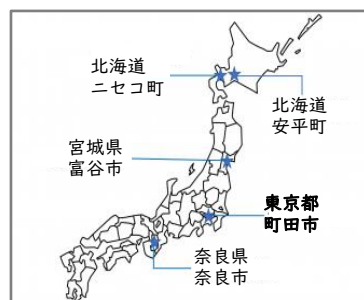
ユニセフが主唱する取組で、子どもと最も身近な行政単位である市町村等で「児童の権利に関する条約*（子どもの権利条約）」を具現化することで「みんなが幸せになれるまち」をつくる活動です。世界共通の評価基準を参考に、自分たちの自治体に合わせたチェックリストを作成・活用し、「子どもにやさしいまち」をつくるための活動を行っています。

● 取組に参加した経緯

ヨーロッパを中心に展開されてきたC F C Iを日本でも展開するため、日本ユニセフ協会が国内の自治体に呼びかけを行い、子どもの参画や居場所づくりなど、子どもを中心としたまちづくりに力を入れていた本市に声がかかったことで、日本型C F C（子どもにやさしいまち）モデルの検討メンバーに加わるようになりました。

2018年度には「ユニセフ日本型C F C（子どもにやさしいまち）モデル」の導入に向けた検証作業に、本市が参加することとなりました。

その後、2021年度から本市のほか、4自治体と共に「ユニセフ日本型C F C I（子どもにやさしいまちづくり事業）」を実践しています。



▲日本におけるC F C I
実践自治体
（2024年8月時点）

● 町田市における取組状況

本市では、C F C Iの一環として「子どもの参画の推進」や「子どもの居場所づくり」等、「子どもにやさしいまち」の実現に関わる環境整備や体制・仕組みの構築などに取り組んでいます。^{※2}

また、若者の“やりたいこと”を実現できるように本市が後押しする「まちだ若者大作戦」や「子どもクラブ*の新設」等の様々な施策を展開してきました。

これらの事業が評価され、2023年度にはユニセフニューヨーク本部、2024年度には国や香港ユニセフ協会等、多くの関係機関が視察に訪れました。

今後も、より一層子ども視点の施策展開に取り組んでいきます。



▲岸田元総理大臣が子どもセンターまあちを視察



▲香港ユニセフ協会が子どもセンターただON等を視察

※2 P133～ 第6章「計画の推進」参照。

3 計画の位置づけ



本計画は、本市における子ども施策の基本計画及び、その行動計画として策定し、子ども分野の計画を網羅した総合計画に位置づけています。

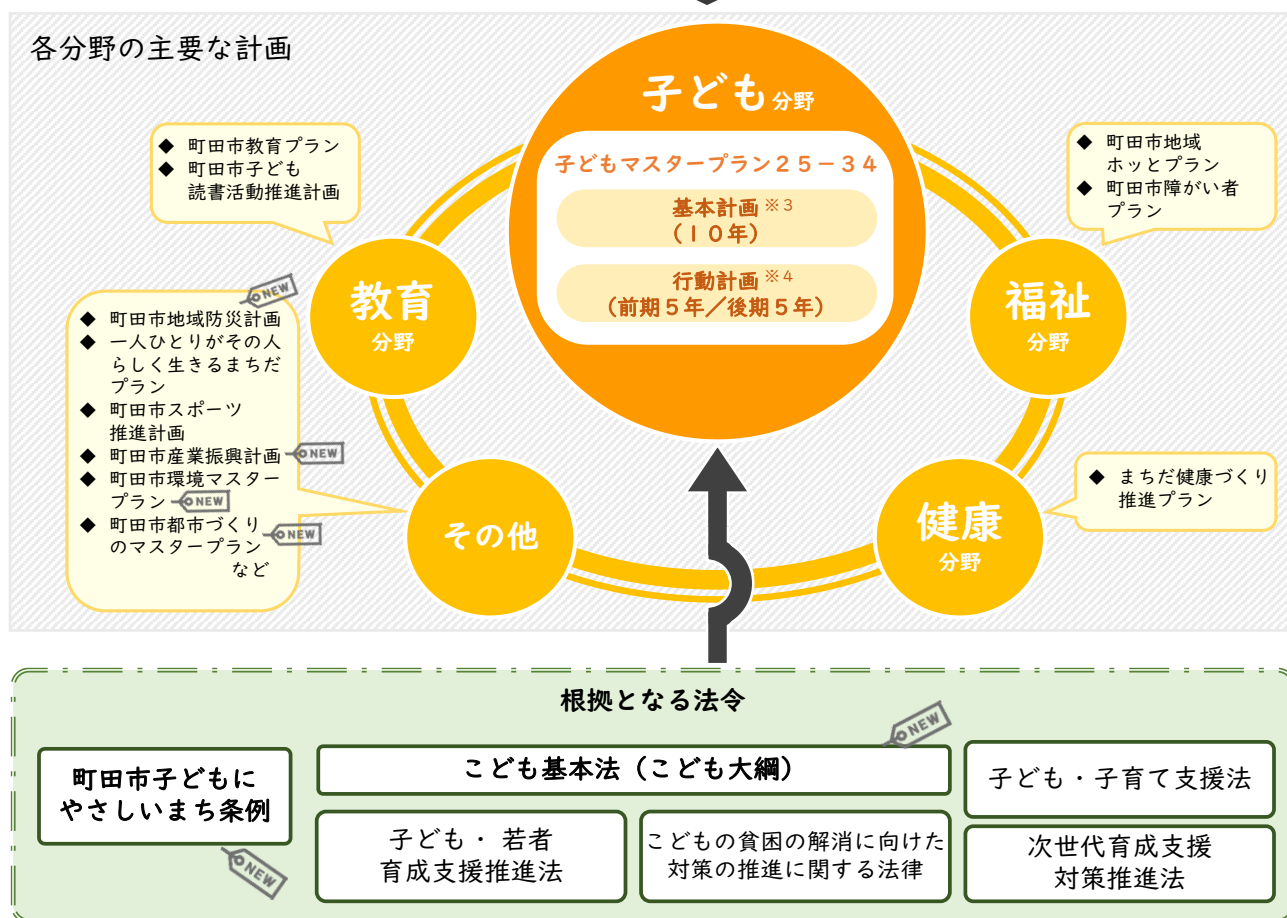
上位計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」のもと、各分野の関連計画と連携・整合を図っていきます。

本計画と一体のものとして含まれている計画は下記のとおりです。

- 「こども基本法」に基づく「こども大綱」を勘案した「町田市こども計画」
 - 「次世代育成支援対策推進法*」に基づく「町田市次世代育成支援対策行動計画」
 - 「子ども・子育て支援法*」に基づく「町田市子ども・子育て支援事業計画*」
 - 「児童福祉法」に基づく「町田市子ども発達支援計画」
- （「町田市子ども発達支援計画行動計画」は3年ごとに別で策定）

■関連図

【上位計画】まちだ未来づくりビジョン2040



※3 「町田市子ども発達支援計画」を含む。

※4 「町田市こども計画」「町田市次世代育成支援対策行動計画」「町田市子ども・子育て支援事業計画」を含む。

こども大綱

「こども大綱」は、「こども基本法」に基づき、従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」を一つにまとめ、幅広い子ども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱です。少子化の背景にある経済的な課題や、子どもの安全や孤独といった課題の解決等の施策を推進するため、6つの基本的な方針を掲げ、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

【こども施策に関する基本的な方針】

- ① こどもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し、最善の利益を図る
- ② こどもや子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら進める
- ③ ライフステージに応じて切れ目なく、十分に支援する
- ④ 成育環境を整え全てのこどもが幸せに成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活が安定し、子育てに希望を持てるよう取り組む
- ⑥ 関係省庁や地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

4 計画の対象



本計画の対象は、主役である子どもと若者、保護者や家庭※5、地域です。地域には、そこに暮らす個人や団体、事業を営む者も含まれます。

子どもについては、18歳未満の者を指しますが、成長や発達は様々であるため、18歳以上の者も対象となることがあります。

また、若者は、概ね30歳未満の者を指します。

5 計画の期間



理念や方針、目標を示す「基本計画」（10年）と、施策の方向性や取組を示す「行動計画」（5年）とします。

行動計画は、2025～2029年度を前期行動計画として、計画の見直しを行い、2030～2034年度を計画期間とした後期行動計画を策定する予定です。

年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
基本計画・基本構想	まちだ未来づくりビジョン2040（2022年度～2039年度）											
子ども分野の計画	町田市子どもマスタープラン25-34											
	基本計画											
	前期行動計画 後期行動計画											

※5 児童養護施設*等を含む。